

藤里町健康保養館屋上
止水・防水工事

一 般 競 争 入 札
入 札 説 明 書

令和7年8月

秋田県藤里町商工観光課

この入札説明書は、藤里町健康保養館屋上止水・防水工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

秋田県山本郡藤里町長 佐々木 文明

2 入札業務の概要

- （1）工 事 名 藤里町健康保養館屋上止水・防水工事
- （2）業務概要 別紙仕様書のとおり
- （3）履行期間 契約日から令和7年10月17日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たし、本業務に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

- （1）令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）本業務について高い見識及び十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができるような体制を整えていること。
- （3）仕様書に定める仕様に合致した業務またはこれと同等の業務について過去5年間に履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （5）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

4 入札参加申込書

- （1）入札参加申込は、藤里町一般競争入札参加申込書（様式1）に関係書類を添え申し込みする。

- ・申込期限は、令和7年9月1日（月）午後3時（必着）とする。

- ・入札参加申込提出先

〒018-3201

秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地

藤里町商工観光課商工観光係

- （2）入札参加申込書には次の書類を添付するものとする。

- ・会社概要（任意様式による）
- ・業務実績書（任意様式による）

5 入札に関する事項

(1) 入札及び開札の日時

入札参加者は、下記の期日までに（３）に従い提出をすること。

開札については、入札終了後直ちに行う。

- ・日時：令和 7 年 9 月 5 日（金）午前 10 時
- ・場所：藤里町役場庁舎 2 階第 2 会議室内

(2) 入札保証金

ア 入札者は入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の額を入札前に納付しなければならない。ただし、藤里町財務規則第 104 条第 1 項各号に該当する場合は、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。

イ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは藤里町に帰属する。

(3) 入札方法

ア 入札は、「入札書」（様式 2）により本人またはその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に「委任状」（様式 3）を提出するものとする。

イ 入札参加者は、消費税及び地方消費税に関わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札に記載すること。また、1 回目の入札時に見積内訳明細書を提出するものとする。

ウ 入札書を提出する場合は、封筒に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。

- ・企業商号または名称
- ・藤里町健康保養館屋上止水・防水工事 入札書在中

エ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回することができない。

オ 予定価格の制限の範囲内の価格入札がない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

(4) 入札の無効

入札の参加資格確認において虚偽の申請を行った者の入札並びに次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札。
- ウ 記名押印をしていない入札。
- エ 金額を訂正した入札。

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札。

カ 明らかに連名によると認められる入札。

キ 同一の入札について他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札。

ク その他入札に関する条件に違反した入札。

(5) 入札の不参加

ア 入札資格を有すると認められた者が入札に参加しない場合は、次に掲げるところにより申し出なければならない。

- ・入札執行前にあたっては、入札辞退届（様式4）を、藤里町商工観光課商工観光係に直接持参、または郵送（入札日前日までに到着したものに限る。）すること。
- ・入札執行中にあっては、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を入札を執行する職員に直接届けること。

イ アにより入札に参加しなかった者は、これを理由として以降の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

(6) 入札または開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札参加者の負担とする。

6 苦情申し立て

(1) 入札参加申込書を提出した者のうち当該業務について入札に参加できなかった者に対して、参加できなかった旨及び参加できなかった理由（以下「非参加理由」という。）を、書面で通知する。

(2) (1) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により説明を求めることができる。

(3) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に藤里町長に対して、書面により、非落札理由についての説明を求めることができる。

(4) (2) 及び (3) の受付窓口及び受付時間は次のとおりとする。

- ・受付窓口：藤里町商工観光課商工観光係

〒018-3201

秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地

TEL 0185-79-2115

FAX 0185-79-2116

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで。

(5)(2)及び(3)の書面は持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(6)(2)の非参加理由及び(3)非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

(2) 契約締結の決定

落札者は契約書に記名押印し、落札通知を受けた5日以内に契約するものとする。
ただし、議会の議決を要する場合においては、議会において可決された旨の通知日から5日以内とする。

(3) 契約保証金

ア 契約者は契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、藤里町財務規則第123条第1項各号に該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

イ 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは藤里町に帰属する。

8 契約変更の取扱い

契約締結後、条件変更等不可抗力な状況が発生した場合は、契約変更の対象とし、技術的所見等に基づき作成された実施計画の内容の見直しを行うものとする。

9 実施上の留意事項

(1) 入札に係る費用は、入札者の負担とする。

(2) 質問にあたっては、質疑応答書(様式5)に基づき、電子メールまたはファックスで受け付ける。

・質問受付期限：令和7年8月28日(木)午後3時まで

・問い合わせ先

〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地

秋田県藤里町商工観光課商工観光係

電 話 0185-79-2115

FAX 0185-79-2116

電子メール kankou@town.fujiasto.lg.jp

なお、質問に対する回答については、質問事項と回答事項を取りまとめた上、令和7年8月29日（金）までに入札参加予定者へ返答する。